

株式会社 少年写真新聞社  
 〒102-8232 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル1  
 TEL 03 (3264) 2624 FAX 03 (5276) 7785

昭和29年5月18日第3種郵便物認可 2016年1月18日発行 第2003号 発行 毎月3回(8・18・28日) 発行 1号年定額17,640円  
 \*定額刊行物は発行期間を不特定しない刊行物です。年度が替わりますしても、購読中止の申し出がない場合は、引き続きニュースを2回刊行いたします。 ©少年写真新聞社2016年 複製権は本誌により、本誌の複製権は、転載は禁じられています。



# 著作権ってなんだろう？

## 音楽をつくる人とつかう人をつなぐJASRAC

### 著作権とは

著作権とは、音楽や小説、絵、マンガなどを「つくった人」が持つ権利のことで、作品をつかうときには、つくった人の許可をもらってからつかうというのがルールです。

作る人は、つかう人に

つかってもいいよ!

つかってもいいけどお金を払ってね

つかっちゃダメ!

とすることができます。

作品に込められたつくった人の気持ちを大切にしよう!



## 著作権クイズ これって著作権ルール違反!?

①部活の練習用に部員全員の楽譜をコピーする。

✗ 楽譜が必要なときは、コピーしないで、必要な人数分を購入するようにしてね!

②文化祭で人気の歌謡曲を合唱する。

○ 入場料がない、演奏する人に出演料を支払わない、営利を目的としない、をすべて満たした場合、つくった人の許可はいらないよ。

③怪しいサイトから楽曲を無料でダウンロードする。

✗ 許可をとっているサイトからダウンロードしよう。インターネットはルールを守って正しくつかおうね。

④校内放送でラジオやCDをそのまま流す。

○ そのまま流すなら問題はないけど放送用に音楽をCDなどにコピーする場合、つくった人の許可がいるよ。

⑤文化祭を録画したDVDを無料でみんなに配る。

✗ 歌ったり、演奏したものを配るためにコピーする場合は、無料であってもつくった人の許可がいるよ。

テレビやスマートフォン、ゲームなどで楽しむ音楽はたくさんの方の協力で作られています。こうして生まれた大切な音楽と、つくった人を守るために「著作権」があります。

みなさんがルールを守って、音楽を楽しめば、作品をつくる人も「もっとすばらしい作品を生み出そう」という気持ちになるので、新しい作品が生まれ、みなさんに届けられるのです。

協力：一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

### 著作権がないと……

忙しいよ! アルバイトで作曲家

著作権がないと……

その結果……

パパララララ……

バン!!!

新曲なし

なんてことに なって しまうかも……

その梨では ないよ

「著作権」についてもっと知りたい人は……

見てもね!

ジャスラック 学べる

検索

<http://www.jasrac.or.jp/jasracpark/>